

盲ろう者の就労に関する調査研究

国立障害者リハビリテーションセンター 高橋 忠庸

1. はじめに

「盲ろう者」とは「視覚と聴覚に何らかの重複した障害を持つ者」を指すが、その障害は個人差が大きく多種多様といえる。生まれつき目と耳に障害があるのか、就学後に目と耳の障害になったのか、あるいは成人になってから発症したのかによって、その学習手段やコミュニケーション方法は異なる。このような盲ろうの状態は、視覚及び聴覚の障害の程度によって、①全盲ろう、②弱視ろう、③全盲難聴、④弱視難聴の4つのカテゴリーに大別される。また、いつ、どちらの障害から重複化したかの障害歴では、①盲ベース、②ろうベース、③同時（先天性）、④同時（後天性）の4つのカテゴリーに分類されるとしている⁽¹⁾。盲ろうという状態は、障害の程度や障害歴が複雑であり、その障害の困難さは図り知れないといえる。盲ろう者のコミュニケーション手段については、受障まで使っていたコミュニケーション手段、視覚及び聴覚の残存機能の有無や程度等によって異なり、補聴器のマイクに向かって音声で話す、墨字筆記、弱視手話、触手話、指点字など、様々なものを活用しているが、それらを習得するためには相当の時間と努力が必要である。また、歩行や移動において、軽度難聴や片耳のみの失聴で、法令上は聴覚障害として認められない全盲の人でも、聴力で周囲の環境情報を正確に掴めず、安全な単独歩行に困難を生じる場合も少なくない。さらに、コミュニケーションや移動などに困難が大きいため、盲ろう者は周囲の情報を入手することが難

しい⁽²⁾。すなわち、盲ろうという状態は、コミュニケーション、移動、情報の入手の3つに大きな困難があるといえる。

このように見え方や聴こえ方の状態及び障害になった年齢等によって、盲ろう者の日常生活上の困難は個人差が大きく、その支援方法や支援ニーズは千差万別である。

しかし、我が国の障害者基本法をはじめとした現行法において、視覚障害と聴覚障害は別個に規定されているものの、盲ろうは固有に規定されておらず、教育、就労など障害者福祉施策の対象者として捉えられていない現状がある⁽³⁾。

2. 盲ろう者の就労

我が国における盲ろう者の人口は、平成24年の全国盲ろう者協会が実施した実態調査により、約14,000人とされ、そのうち、労働年齢である18歳以上65歳未満の割合は2,490名（17.8%）であるとされる⁽⁴⁾。盲ろう者は、コミュニケーション、移動、情報の入手などに大きな困難があるため、就労するには難しいことが指摘されている。また、盲ろう者の生産人口は少なく、一般に働いている場面に遭遇することは極めて稀である。そのため、盲ろう者の就労については、ほとんどわかっていないのが現状である。

このような中、盲ろう者の就労に関する全国規模の研究では、全国盲ろう者協会が行った全国盲ろう者生活実態報告書（2006）以外に見られない。その内容は、盲ろう者338名を対象に外出や就労など

の社会参加について調査した結果、半数が仕事はしていない、3割以上が訓練は受けたことはないであったとしている（回収率：92.3%）。また、就労に関しては過去の職業として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（以下、「理療師」という。）18%、会社員43%、現在の職業として理療師11%、会社員4%という結果になっている⁽⁵⁾。盲ろうの状態では、盲ろう者の働く意欲があっても就労に結びつきにくい現状がある中、盲ベース、ろうベースに関わらず、盲ろう者の仕事として唯一理療師が高い割合を占めており、理療師が盲ろうという状態になってもなお、仕事ができる要件を備えていると考えられる。

しかしながら、盲ろう者が理療に従事している実態は把握できていないのが現状である。就労は、豊かな人生を送るのに必要な経済的自立の実現に不可欠な手段であり、また、自己実現や社会との関わりを持つことで、生きがいにつながる貴重な役割を果たすものであると考える⁽⁶⁾。

そこで、本研究では、盲ろう者の就労の中で高い割合を占めている理療師に焦点を当て、理療師免許取得における教育上の配慮や工夫、理療で就労するための要件に関して、盲特別支援学校、養成施設にアンケート調査を行い、その実態を明らかにすることで、盲ろう者の自立と理療に関する就労支援に役立てることを目的に実施した。その内容を報告する。

3. 方法

3.1 対象校

平成28年4月現在、全国の理療教育課程を設置している盲特別支援学校・養成施設65校を対象に、自記式質問紙法を実施した。アンケート記入については、理療科主任、進路担当教員や盲ろう者を担当した教員などに回答を求めた。

3.2 対象者

本研究では、盲ろうの定義があいまいなため①視覚障害の範囲、②聴覚障害の範囲を定め、①、②の

項目の組合せのいずれかに該当する場合を対象者とした。

①視覚障害の範囲

- a. 身体障害者手帳の交付を受けている者
- b. 身体障害者手帳の交付を受けていない者であって、矯正視力が0.3未満の者

②聴覚障害の範囲

- a. 身体障害者手帳の交付を受けている者
- b. 身体障害者手帳の交付を受けていない者であって、入学前後に難聴と診断された者

3.3 調査項目

主に卒業した盲ろう者を対象に、①盲ろう者の入学実態、②卒業生の基本属性（性別、年齢、情報の発信・受信）、③授業での支援実態（講義での支援、実技での支援）、④理療師免許取得状況、⑤免許取得後の就労状況の5項目とした。

3.4 調査期間及び回収率

調査期間は平成28年6月から同年8月までとした。調査対象校65校中57校から回答が得られた（回収率：88%）。

4. 結果

4.1 盲ろう者の入学実態について

アンケートの回収できた57校中、盲ろう者を受け入れていた学校は27校（47%）であった。また、平成7年から平成27年の21年間に76名の盲ろう者が卒業していた実態が明らかとなった。

4.2 卒業生の基本属性について

盲ろう者の卒業生76名中、有効回答数は60名であった。性別は男性44名（73%）、女性16名（27%）であった。年代は30代21名（35%）、20代17名（28%）の順に多かった。身体障害者手帳を有する者は視覚で54名（90%）、聴覚で33名（55%）であった。そのうち、視覚と聴覚を合わせた重複による重度障害の認定を受けた者は42名（70%）であった（表1）。また、読み書きの手段では、墨字44名、点字13

表1 基本属性 (人)

性別		年代		身体障害者手帳	
男性	44	20代	17	視覚	54
女性	16	30代	21	聴覚	33
合計	60	40代	16	視覚重度	36
		50代	6	聴覚重度	13
		合計	60	重複	42

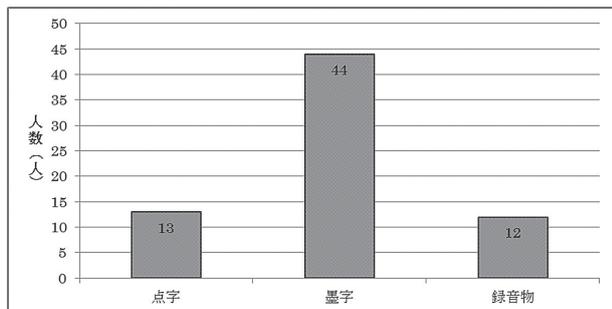


図1 読む手段

名であり、補助的に録音物の使用12名であった(図1)。聞く話す手段では、90%以上が音声使用であった。さらに、身体障害者手帳の等級、見え方、聴こえ方の状況などから、盲ろうを障害程度に分類した結果、弱視難聴41名(68%)、全盲難聴15名(25%)、弱視ろう4名(7%)で全盲ろうは0名であった。

4.3 授業での支援実態について

講義での支援は、見やすい、聴きやすい席16件、プリント配布や聴きやすい音声教材などの副教材の提供が37件と多く、次いで、拡大読書器などの支援機器の貸し出し13件、ICT機器の活用9件などであった(図2)。また、自由記載では、ホワイトボードの使用や1対1での個別支援など多岐にわたった。

実技での支援は、特になしと回答したのが40件と最も多く、次いでマイクの使用9件、補助教員の

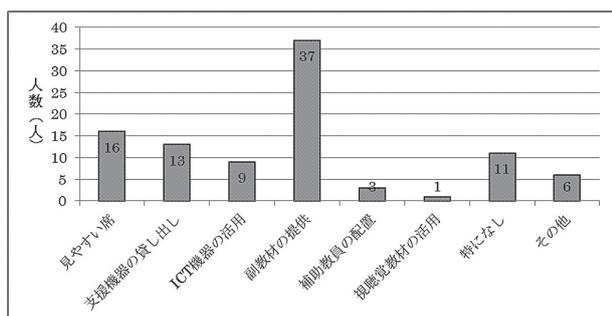


図2 講義での支援

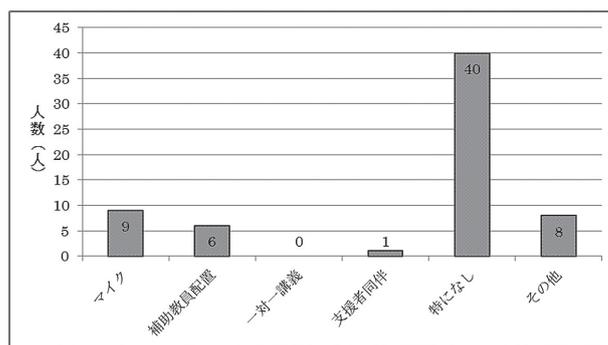


図3 実技での支援

配置6件、支援者の同席1件などであった(図3)。また、自由記載において、施術については特別の配慮はしていないとの回答が多くみられた。

4.4 理療師免許取得状況について

理療師免許取得では、あん摩マッサージ指圧師(以下、「あま指師」という。)免許取得が51名(85%)、はり師・きゅう師課程45名中、はり師免許取得者28名(62%)、きゅう師免許取得者26名(58%)であった。

さらに、障害程度分類では、あま指師免許取得は、弱視ろう者2名、全盲難聴者11名、弱視難聴者38名の51名が取得していた。また、はり師免許取得は、全盲難聴者4名、弱視難聴者24名の28名が取得しており、きゅう師免許取得は、全盲難聴者3名、弱視難聴者23名の26名であった(表2)。あま指師免許取得においては、障害程度に関わらず高い割合で取得できていた。

4.5 理療就労の状況について

理療就労は、51名中45名(88%)であった。その内訳は、あま指師の就労が32名(71%)、理療師での就労が13名(29%)であった。さらに、障害程

表2 障害分類別 理療免許取得状況 (人)

	あま指師	理療師 (あはき師)	免許なし	合計
弱視ろう	2	0	2	4
全盲難聴	11	4	4	15
弱視難聴	38	24	3	41
合計	51	28	9	60

表3 障害分類別 理療就労状況 (人)

	あま指就労	あ・は・き就労	合計
弱視ろう	2	0	2
全盲難聴	10	1	11
弱視難聴	20	12	32
合計	32	13	45

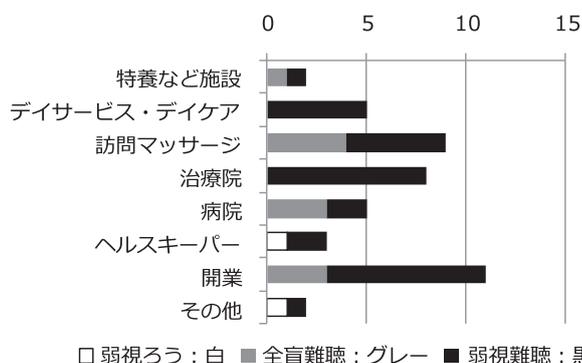


図4 就労した職種 (人)

度分類において、あま指師の免許者は弱視ろう者100%、全盲難聴者91%と高い割合で理療就労に結びついていた (表3)。

また、職種においては、開業11名、訪問マッサージ9名、治療院8名の順に高かった (図4)。

5. 考察

今回の調査で約半数の学校が盲ろう者を受け入れ、21年間に76名が卒業していた。そのうち、理療に関する免許取得者はあま指師で85%、はり師で62%、きゅう師で58%と高い割合で取得していた。また、免許取得者のうち理療就労に結びついたのは88%であり、そのうち、あま指師での就労が71%であった。さらに、あま指師での就労は、弱視ろう者100%、全盲難聴者91%であったことから、わが国独自の視覚障害者の職業である理療が盲ろう者の職業としても重要であることが示唆された。

卒業生のプロフィールは、20代から40代において、それほど差はなかったが、聴覚障害を先に発症している割合が高かった。また、職歴を有している者が70%以上と高い割合であった。このことは、視覚障害の進行により職が続けられず、就労機会を求めて理療に進むケースが多いと考えられた。情報の

発信・受信の手段において、読み書きの手段では、墨字、点字のどちらかが使えており、補助的に録音物を使用していること、聴く話す手段では、ほとんどが音声を使用していることなどから、個人での学習手段が確立されていることが伺えた。

授業の講義に関する配慮において、弱視難聴者は支援件数が多く、その支援内容が多岐にわたることから、様々な媒体の活用を試し、早期に個別に見合った支援方法を確立する必要性が見出された。全盲難聴者では、視覚に対する配慮が難しいことから、触覚と音声に工夫を重ねて支援する必要がある。使いやすい録音物の再生機器、点字ディスプレイなどの触覚を用いるためのパソコンの活用が重要であると考えられる。弱視ろう者では、視覚の手段を用いることはもとより、補助教員の配置、1対1での支援など人的サポート体制が重要であることが示唆された。一方、実技の配慮では、障害の程度に関わらず、特別な支援を行っていないケースが多かった。これは、理療は人体に手で触れる触覚を生かした業であることがその要因と考えられた。しかし、患者とのコミュニケーションやきめ細かい支援を行うためには、補助教員の配置など人的サポート体制を構築する必要があると考えられる。

職種においては、開業が最も多く、次いで訪問マッサージ、治療院勤務の順である。これらの職種は、あまり単独で移動することがないこと、事務的作業が比較的容易であることが考えられた。特に、訪問マッサージは、ドライバー付送迎が多く、盲ろう者にとっては、人的支援が身近にいることが就労できる要因ではないかと推察された。したがって、就労を円滑に進めるには、免許取得後の就労場面において、移動や患者とのコミュニケーションに人的支援体制を構築することが就労の要件と考える。

平成26年に我が国は障害者の権利に関する条約の批准手続を行い締約国となった。そして、改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供が義務づけられ、今後は障害者の教育や雇用に一定の支援が期待できる。その中に盲ろう者への支援として、移動やコミュニケーションにおける人的サポートの支援を導入することが望まれる。さらに、

その支援に加えてICT機器の進歩による情報の入手が容易になれば、盲ろう者にとってより豊かな就労が実現できるものと考ええる。

＜参考・引用文献＞

- (1) 坂尻正次：盲ろう障害とその特性に応じた支援機器の導入－盲ろう者用就労支援機器の研究のために収集した情報から、職リハネットワーク(53), pp.33-39, 2003-09
- (2) 福島智・前田晃秀：盲ろう者の立場から－「足し算」ではなく、「掛け算」の障害、月刊ノーマライゼーション24, pp.281, 2004
- (3) 寺島彰ら：平成13年度厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）盲ろう者に対する障害者施策のあり方に関する研究報告書, pp.1-3, 2002
- (4) 全国盲ろう者協会：厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業盲ろう者に関する実態調査報告書, pp.1-19, 2013
- (5) 全国盲ろう者協会：平成16・17年度盲ろう者生活実態調査報告書, 2006
- (6) 松谷直美：障害と支援 アッシャー（Usher）症候群の盲ろう者の就労継続支援のあり方（パート2）. 社会事業研究, 49, pp.123-128, 2010